

1 調査名称：美浜町都市交通計画策定調査

2 調査主体：美浜町

3 調査圏域：美浜町圏

4 調査期間：令和2年度

5 調査概要：

本業務は、美浜町の将来の都市像を踏まえつつ、効率的・効果的なまちづくりを実現するための都市計画道路の見直しを行った。まず上位・関連計画、人口・産業などの地域特性を整理するとともに道路交通センサスの整理及び3箇所での交通量調査により交通状況を把握した。さらに、未着手都市計画道路の整備状況、沿道状況等を確認し、本町都市計画道路の問題及び課題を設定した。つづいて、和歌山県都市計画道路見直し方針に基づき、『上位・関連計画への位置づけ、都市間連絡機能、土地利用支援機能、都市防災機能、交通処理機能』の5機能から未整備都市計画道路の必要性を評価し、存続候補路線と廃止候補路線を選定した。存続候補路線については、『文化的要因、自然的要因、道路構造的要因』の3要因から実現性を評価し、実現性の低い路線については、事業促進に向けた方針の提言を行った。加えて、廃止候補路線を廃止とした場合に、周辺道路に過度な負荷が生じないか、将来交通量推計を実施した。一体の生活圏を形成している御坊市も含めた幹線道路の交通量推計モデルを構築し、3ケースの将来交通量推計を実施し、この結果を都市計画道路の見直し方針に反映させた。

I 調査概要

1 調査名称 美浜町都市交通計画策定調査

2 報告書目次

1. はじめに

- (1) 業務の目的
- (2) 業務フロー

2. 都市計画道路の現況

- (1) 美浜町の現況
 - 1) 人口
 - 2) 産業
 - 3) 都市計画
 - 4) 土地利用・建物利用
 - ① 土地利用
 - ② 建物用途
 - ③ 建築年数
 - ④ 建物構造
 - 5) 公共交通
 - ① 鉄道
 - ② バス
 - 6) 災害リスク
 - ① 洪水
 - ② 津波
- (2) 上位関連計画
 - 1) 和歌山県都市計画区域マスタープラン
 - ① 和歌山県の都市計画の基本方針
 - ② 都市計画区域マスタープラン（日高圏域）
 - 2) 第5次美浜町長期総合計画
 - 3) 美浜町 まちづくりの基本方針
- (3) 都市計画道路の整備状況
 - 1) 都市計画道路網の現況と計画
 - 2) 未整備都市計画道路の概況
 - ① 吉原道之瀬線
 - ② 駅前吉原線
- (4) 現況交通量
 - 1) 既存交通量の整理

- 2) 交通量調査（参考：過年度実施）
 - ① 調査結果
- 3. 見直し案などの作成
 - (1) 問題点・課題
 - (2) 見直し方針の検討
 - 1) 基本的な方向性
 - 2) 評価区間の考え方
 - 3) 必要性の検証項目と判定基準
 - ① 上位・関連計画への位置づけ
 - ② 都市間連絡機能
 - ③ 交通拠点アクセス機能
 - ④ 土地利用支援機能
 - ⑤ 都市防災機能
 - ⑥ 交通処理機能
 - (3) 各路線の評価（道路機能及び実現性の評価）
 - 1) 必要性の検証
 - ① 必要性の評価
 - ② 総合評価
 - 2) 代替性の検証
 - ① 都市間連絡機能
 - ② 土地利用支援機能
 - ③ 都市防災機能
 - 3) 代替性を考慮した必要性の評価
 - 4) 実現性の検証
 - ① ①：吉原道之瀬線
 - ② ②-1：駅前吉原線（吉原道之瀬線以西）
 - ③ ②-2：駅前吉原線（吉原道之瀬線～工場南西角近傍）
 - ④ ②-3：駅前吉原線（大川橋以東）
 - (4) まとめ
 - 1) 検証結果
 - 2) 路線カルテ
- 4. 住民意向の把握
 - (1) パブリックコメント資料作成
 - (2) パブリックコメント結果
- 5. 関係機関協議
 - (1) 御坊市との調整
 - 1) ①：吉原道之瀬線：廃止候補路線
 - 2) ②-3：駅前吉原線（大川橋以東）：廃止候補路線
 - (2) 和歌山県との協議

3 調査体制

発注者：美浜町

受注者：玉野総合コンサルタント(株)和歌山事務所 所長 猪瀬 雅之

4 委員会名簿等：

特になし

Ⅱ 調査成果

1 調査目的

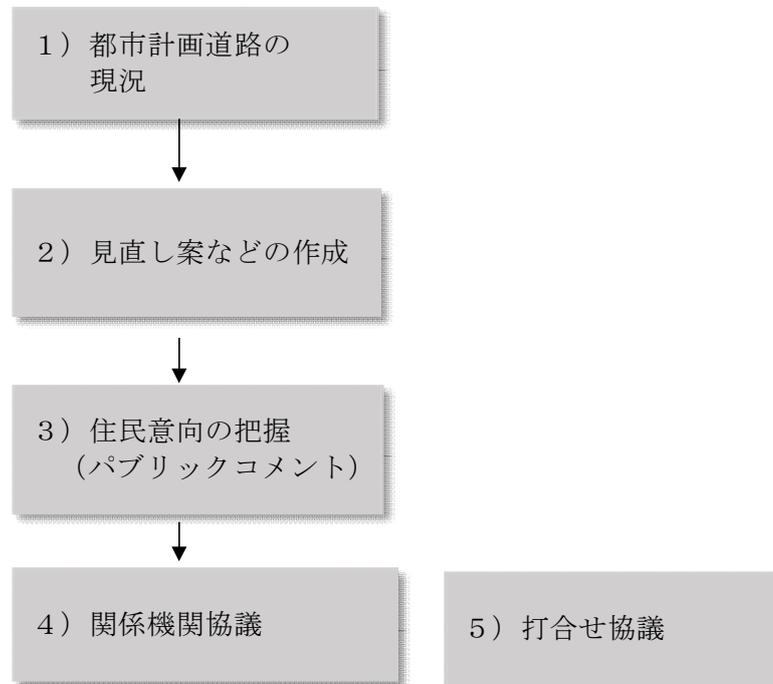
美浜町（以下、本町という）の都市計画道路（図 1.1）は、令和 2 年 1 月 31 日現在、2 路線、計画延長 2.3km であり、改良済み延長 0.6 km、改良率は 26.1%と低く、今後計画的な整備が必要となっている。

しかしながら、人口減少・少子高齢化の進展や、経済の停滞による財政状況の逼迫など社会経済状況は、計画策定時より大きく変化しており、このような社会経済状況の変化にあわせたまちづくりの実現、効率的な事業実施が求められている。

また、和歌山県においては、平成 25 年 3 月に「和歌山県都市計画道路見直し方針」を改訂し、県内各市町での都市計画道路の見直しの考え方を示すことで、都市計画道路の見直しを進めている。

本業務は、このような状況を踏まえ、美浜町の効率的・効果的なまちづくりを実現するための都市計画道路の見直しを行うことを目的とする。

2 調査フロー



3 調査圏域図



御坊都市計画区域

改良済区間	
未整備区間	

番号	路線名
①	吉原道之瀬線
②	駅前吉原線

4 調査成果

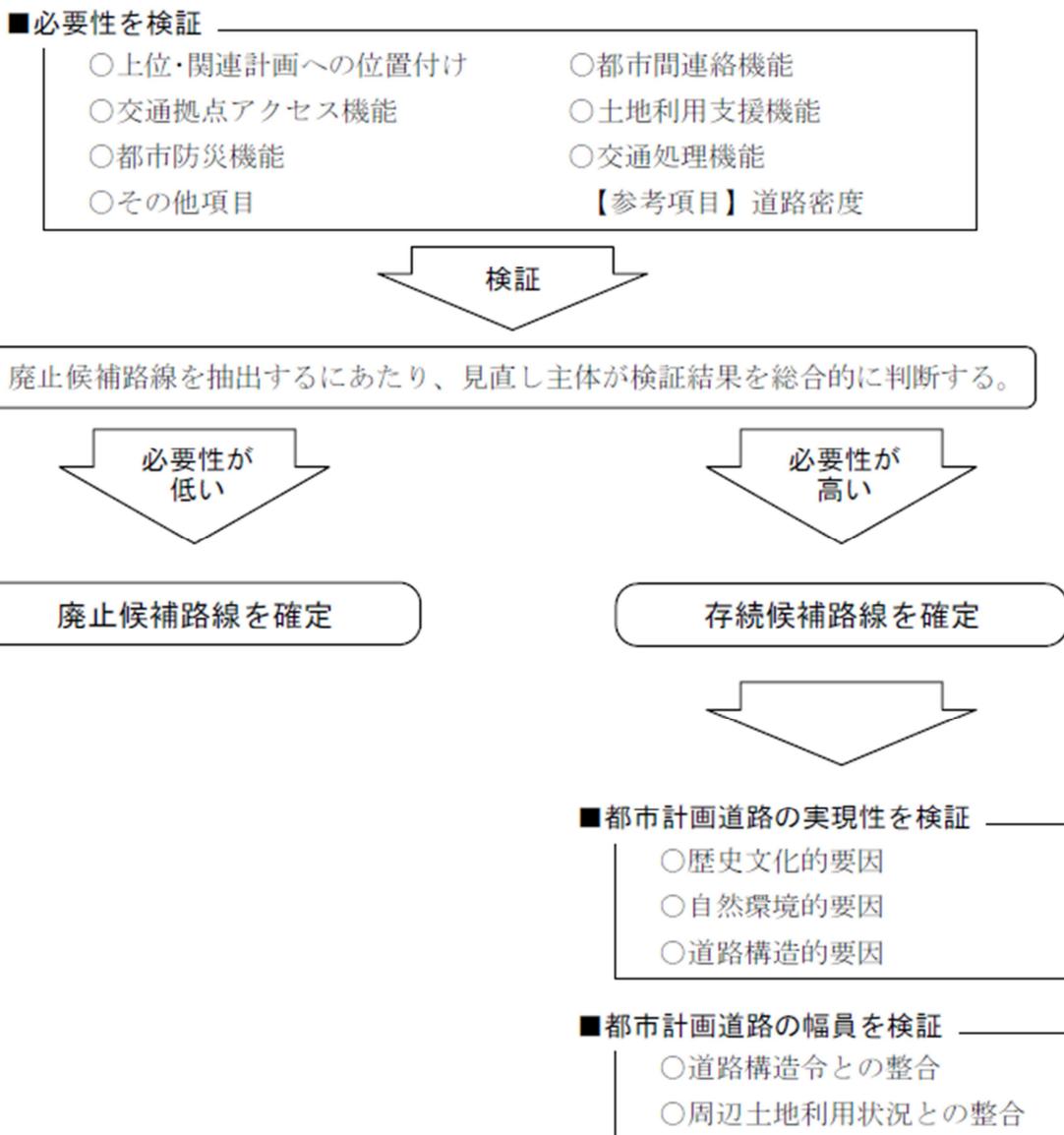
(1) 見直し方針の検討

1) 基本的な方向性

本町都市計画道路の見直しは、『和歌山県都市計画道路 見直し方針改訂版（平成 25 年・和歌山県）』（以下、「県ガイドライン」という）に基づき実施する。

評価フローは、県ガイドラインに示す通り、必要性の検証から、存続候補路線と廃止候補路線に分類し、存続候補路線については実現性を検証する（）。

必要性及び実現性の検証項目は、県ガイドラインに示されている通り、本町の状況に合わせたものを選定するものとする。



出典：和歌山県都市計画道路 見直し方針改訂版

図 3.1： 県ガイドラインにおける都市計画道路見直しの総合評価フロー

2) 評価区間の考え方

存続及び廃止の検証は、都市計画道路などの幹線道路により形成される道路網の各交差点区間を最小単位とする（）。

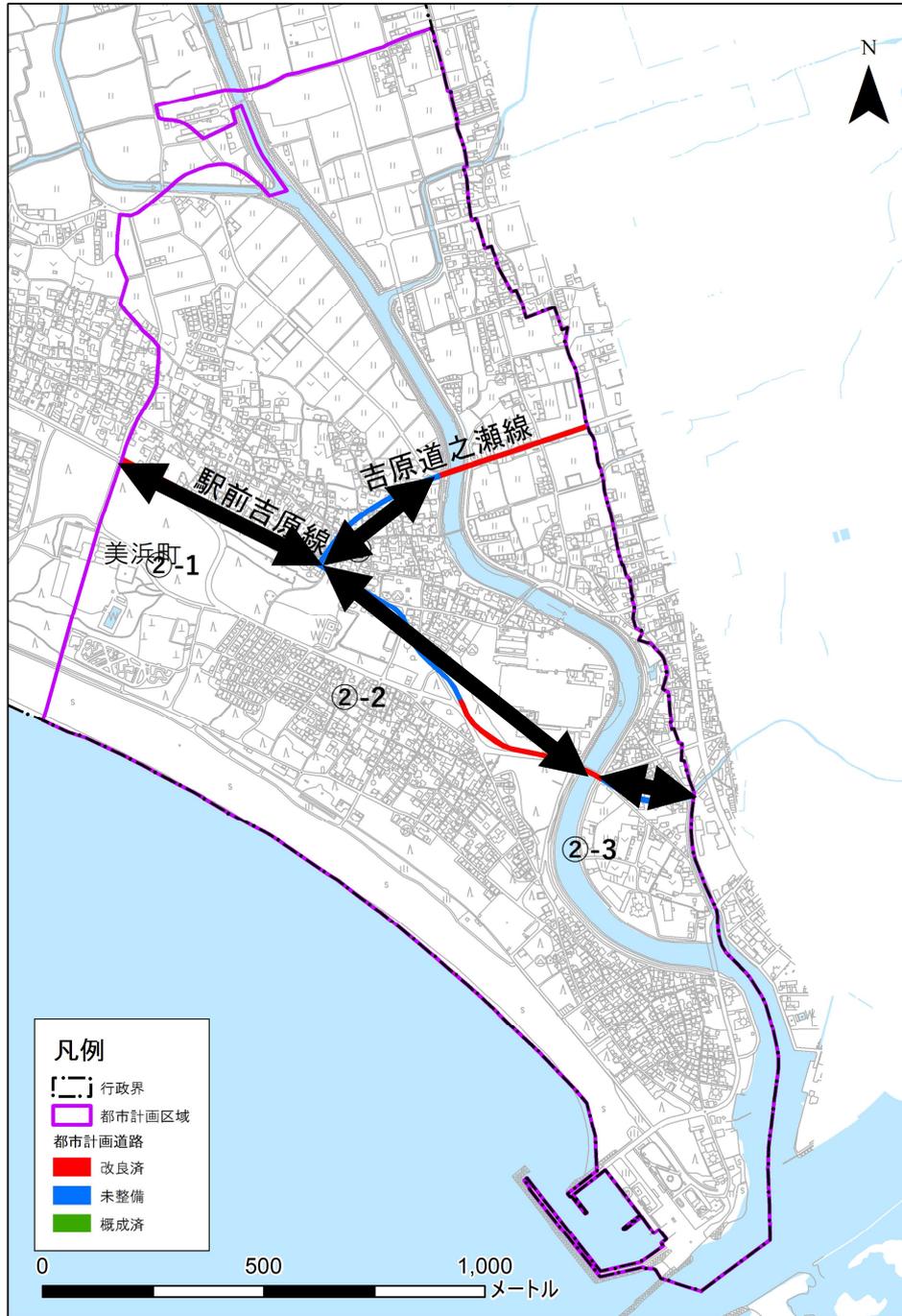


図 3.2 : 見直し評価対象区間

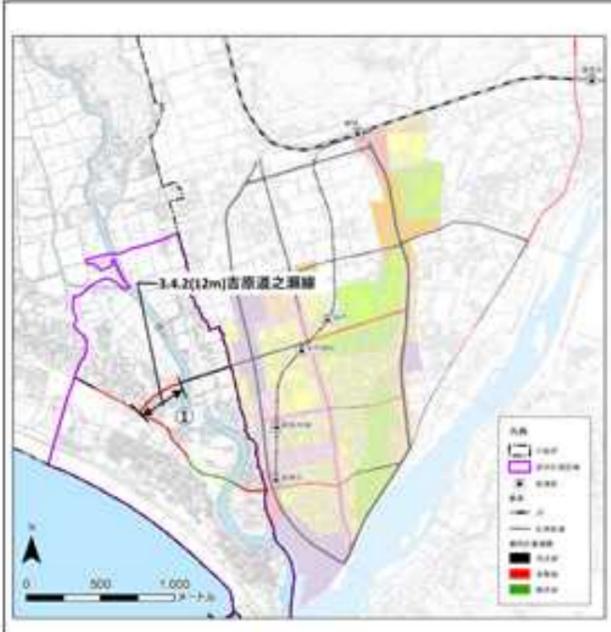
3) 路線カルテ

1. 吉原道之瀬線

■都市計画決定の内容

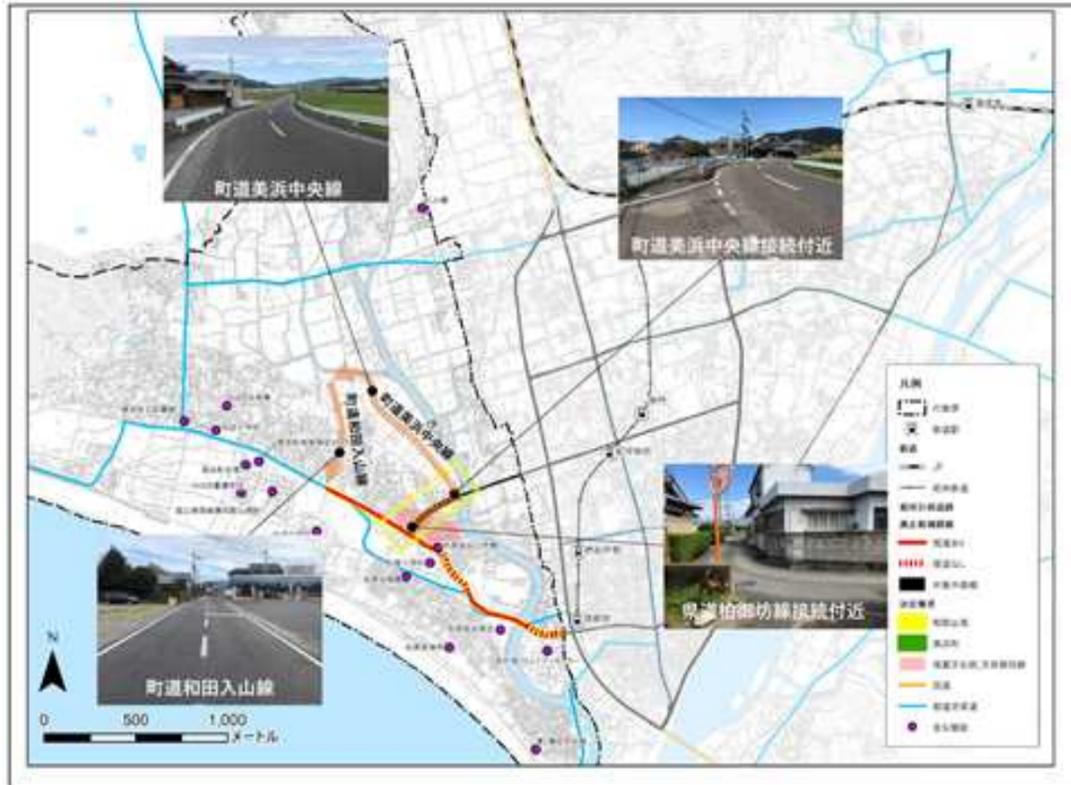
路線番号・路線名	3.4.2 吉原道之瀬線
計画延長(km)	1.9 (0.7)
計画幅員(m)	12
代表車線数	2
計画決定年月日	S44.5.20
最終変更年月日	S56.12.5

※ () は美浜町域分



■見直し対象区間の概要

- 未整備延長：350m
- 支障物件数：25棟
(うち水道14棟、非水道9棟)
(うち築20年以上18棟、築20年未満4棟)
※その他は不明
- その他の特記事項
・新設道路である。
・整備済み区間は幅員12mで整備されている。
・既存市街地の道路網と複雑に交差するため、整備にあたって各交差点付近の道路線形の変更が望まれる。
- 概況交通量
・概況交通量調査で1,272台(12時間交通量)



■廃止・存続について

【廃止理由】
上位関連計画に該当するまちづくりの基本方針において、整備推進路線の位置づけはない。都市間連絡機能は認められるが、整備済み区間及び町道美浜中央線及び町道和田入山線により、ネットワークが確保されているため代替性を有しているといえる。歩行空間の連続性としては、町道美浜中央線及び町道和田入山線に歩道がないものの、都市計画道路としてではなく、現道を部分的に改良する方が合理的・効果的であり、都市間連絡機能以外に必要性が認められないことから、廃止が妥当であると考え。実現性の観点からも、未着手区間には多くの支障物件、埋蔵文化財包蔵地が存在し、事業による合意形成や地権者生活再建等、膨大な費用や労力が必要となり、厳しい財政より事業化の目地が立っていない。利害関係者の合意形成や事業促進に向けた具体策検討等、課題がある。よって、当該区間は廃止候補とする。

■必要性・代替性の検証

(2)-2 都市間連絡機能として、御坊市に接続している。
→代替性あり
西川から御坊市行政境までは既に整備されており、当該区間の存続・廃止に関わらず御坊市とのアクセス性は一定確保されている。また、町道美浜中央線及び町道和田入山線により、西川以西についてもネットワークが確保されている。

番号	項目	評価基準等	必要性の有無
(1) 上位・関連計画への位置付け			
(1)-1	総合計画	第6次美浜町長期総合計画(第3)に位置付けがある路線	
(1)-2	都市計画区域マスタープラン	和歌山県都市計画区域マスタープラン(計画区域)(第27)に位置付けがある路線	
(1)-3	まちづくりの基本方針	美浜町まちづくりの基本方針(第2)において、「広域連携」、「地域連携」の位置付けがある路線。整備を推進、促進する道路として都市計画道路の格が上げられている路線。	
(1)-4	その他計画	各種計画の道路整備関連施策において、重点多岐に整備を推進、促進する道路として都市計画道路の格が上げられている路線	
(2) 都市間連絡機能 区路線単位での評価			
(2)-1	周辺主要都市間の連絡路線	区域の骨格を形成する昭和自動車道、国道42号に接続する路線	
(2)-2	隣接市町との連絡路線	隣接市町にまたがる都市計画道路の一部となっている路線	○
(3) 交通結節点アクセス機能 区路線単位での評価			
(3)-1	インターチェンジアクセス路線	御坊ICへ直接アクセスする路線	
(3)-2	主要鉄道駅、空港アクセス路線	御坊駅に直接アクセスする路線	
(4) 土地利用支援機能			
(4)-1	主要公共施設アクセス路線	美浜町の主要公共施設(美浜町役場、国立病院等)に直接アクセスする路線	
(4)-2	主要商業施設、観光施設アクセス路線	美浜町の主要観光地に直接アクセスする路線、主要観光地間を連絡する路線(主要観光地は美浜町商工会に預託されている観光地)	
(5) 都市防災機能			
(5)-1	緊急輸送道路	緊急輸送道路の位置付けがある路線	
(5)-2	防災拠点アクセス路線	防災拠点に直接アクセスする路線	
(6) 交通結節機能			
(6)-1	廃止に伴い周辺路線に深刻な渋滞を引き起こす可能性がある。	現状交通量や将来交通量予測結果を勘案し、行楽路線を廃止した場合、周辺路線に深刻な渋滞を引き起こす可能性がある路線	
該当項目数			1

※必要性の有無：必要性があり、かつその他路線で機能の代替が不可能な場合に「○」。



※法線については今後検討必要。

2. 駅前吉原線

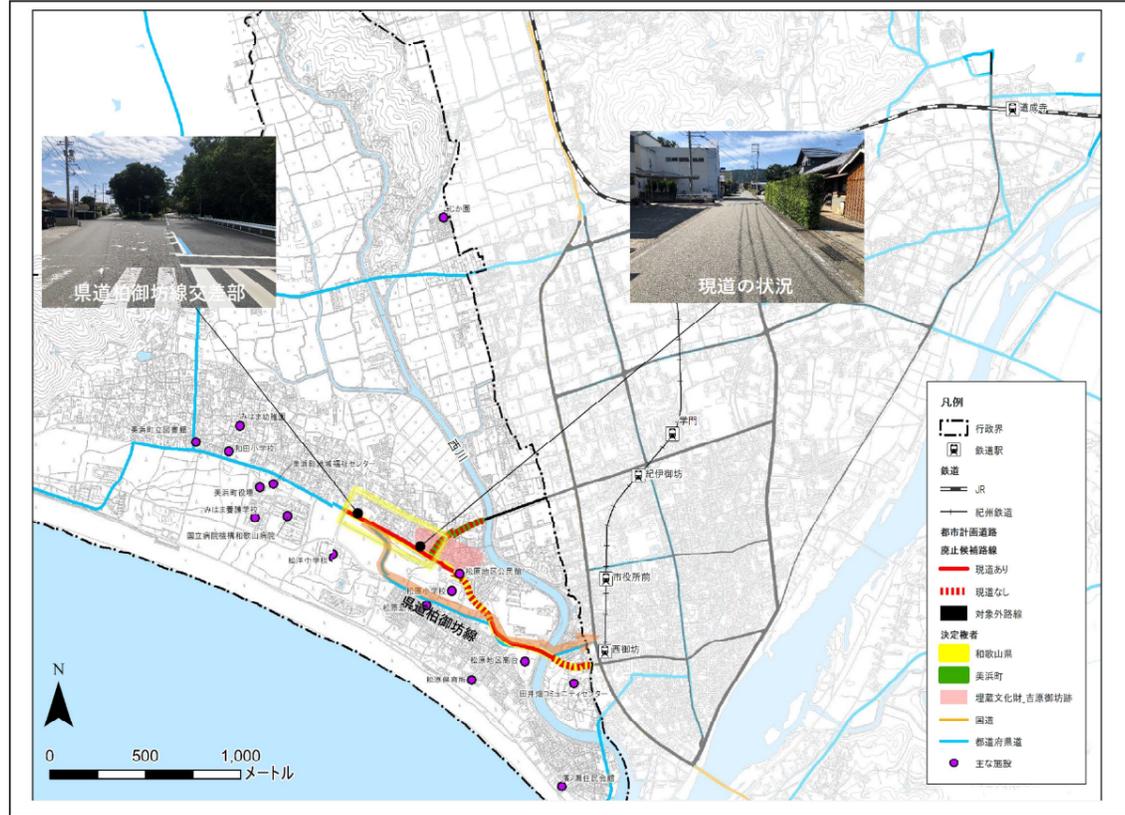
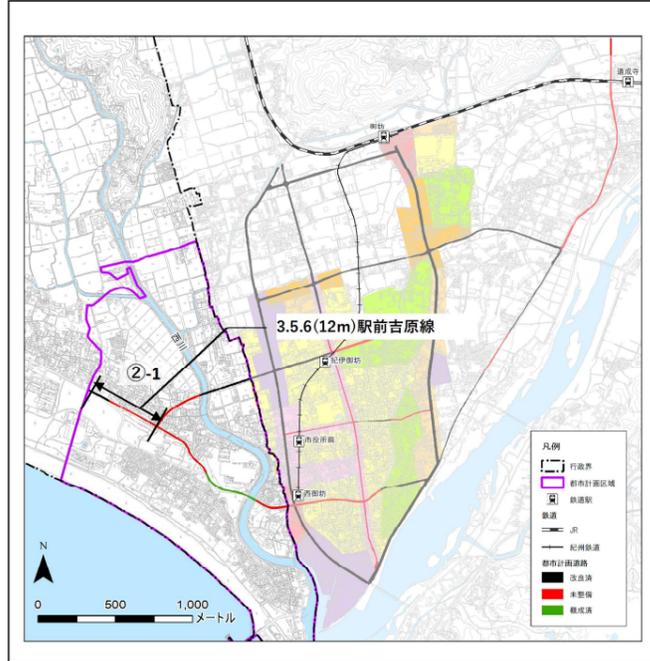
■都市計画決定の内容

路線番号・路線名	エキマエ ヨシハラセン 3.5.6 駅前吉原線
計画延長(km)	5.1 (1.6)
計画幅員(m)	12
代表車線数	2
計画決定年月日	S30.5.16
最終変更年月日	S56.12.5

※ () は美浜町域分

■見直し対象区間の概要

- 未整備延長：350m
- 支障物件数：10棟
(うち木造2棟、非木造7棟)
(うち築20年以上5棟、築20年未満4棟)
※その他は不明
- その他の特記事項
・現道拡幅区間である。
- 現況交通量
・R2交通量調査で4,450台(12時間交通量)



■廃止・存続について

【廃止理由】
本区間は、S30年に美浜町市街地を東西に横断する道路として都市計画決定されたが、H4年に県道柏御坊線が整備されたこともあり、一部区間未整備である。隣接する御坊市へ接続することから、都市間連絡機能(路線単位での評価)において必要性が認められたものの、代替路線(県道柏御坊線)により都市計画道路の整備目的や機能が既に確保されており、代替機能を有しているといえる。
実現性についても、既存道路と並行しており、計画線形で整備した場合、交差点間隔の近接や狭小不整形地等の問題が生じると考えられる。したがって、廃止が妥当であると考えられる。

■必要性・代替性の検証

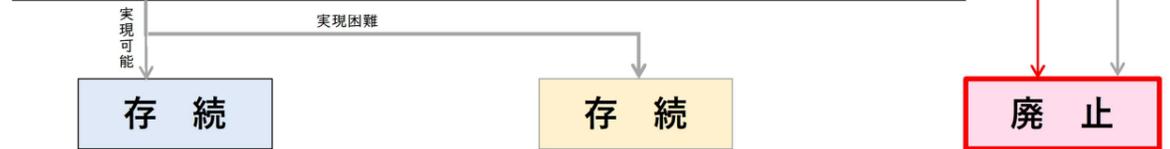
(2)-2 都市間連絡機能として、御坊市に接続している。
→代替性あり
当該区間を並行して通る県道柏御坊線が代替機能を有している。

番号	項目	評価基準等	必要性の有無
(1) 上位・関連計画への位置付け			
(1)-1	総合計画	第6次美浜町長期総合計画(R3)に位置付けがある路線	
(1)-2	都市計画区域マスタープラン	和歌山県都市計画区域マスタープラン(日高圏域)(H27)に位置付けがある路線	
(1)-3	まちづくりの基本方針	美浜町まちづくりの基本方針(R3)において、「広域連携軸」「地域連携軸」の位置付けがある路線。整備を推進、促進する道路として都市計画道路名称が挙げられている路線。	
(1)-4	その他計画	各種計画の道路整備関連施策において、重点多岐に整備を推進、促進する道路として都市計画道路名称が挙げられている路線	
(2) 都市間連絡機能 ※路線単位での評価			
(2)-1	周辺主要都市間の連絡路線	圏域の骨格を形成する阪和自動車道、国道42号に接続する路線	
(2)-2	隣接市町との連絡路線	隣接市町にまたがる都市計画道路の一部をなしている路線	○
(3) 交通拠点アクセス機能 ※路線単位での評価			
(3)-1	インターチェンジアクセス路線	御坊ICへ直接アクセスする路線	
(3)-2	主要鉄道駅、空港アクセス路線	御坊駅に直接アクセスする路線	
(4) 土地利用支援機能			
(4)-1	主要公共施設アクセス路線	美浜町の主要公共施設(美浜町役場、国立病院等)に直接アクセスする路線	
(4)-2	主要集客施設、観光施設アクセス路線	美浜町の主要観光地に直接アクセスする路線、主要観光地間を連絡する路線(主要観光地は美浜町商工会HPに掲載されている観光地)	
(5) 都市防災機能			
(5)-1	緊急輸送道路	緊急輸送道路の位置付けがある路線	
(5)-2	防災拠点アクセス路線	防災拠点に直接アクセスする路線	
(6) 交通処理機能			
(6)-1	廃止に伴い周辺路線に深刻な渋滞を引き起こす可能性がある。	現状交通量や将来交通量予測結果を勘案し、対象路線を廃止した場合、周辺道路に深刻な渋滞を引き起こす可能性がある路線	
該当項目数			1

※必要性の有無：必要性があり、かつその他路線で機能の代替が不可能な場合に「○」

■実現性の検証

歴史文化的要因	○	埋蔵文化財包蔵地を道路区域に含まない
自然環境的要因	○	希少種の生息地または水源地を含まない
道路構造的要因	×	既存道路と並行しており、計画線形で整備した場合、交差点間隔の近接や狭小不整形地等の問題が生じる



※法線については今後検討必要。

2. 駅前吉原線

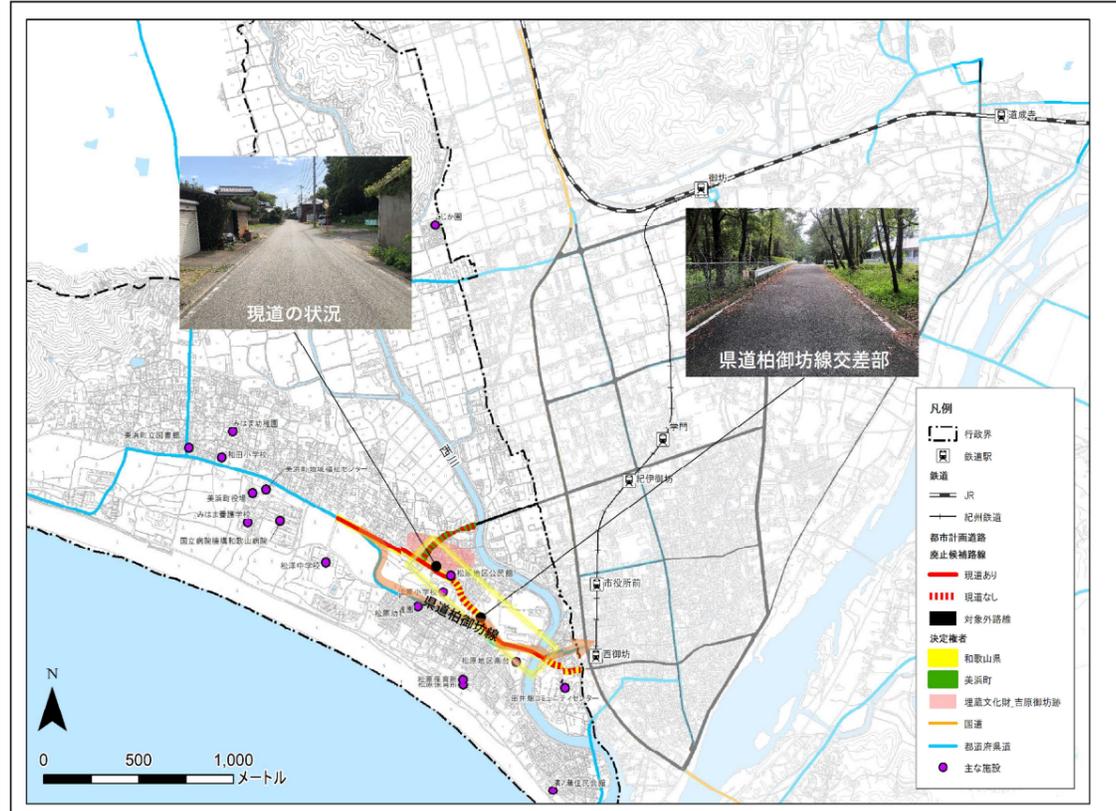
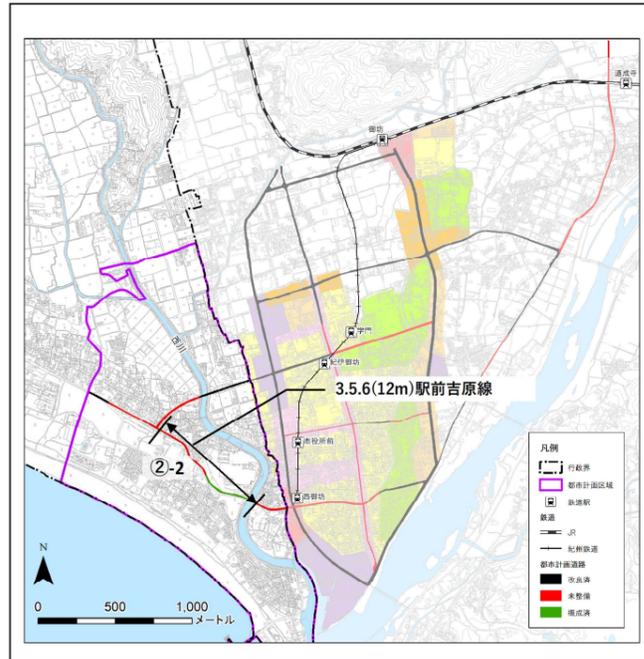
■都市計画決定の内容

路線番号・路線名	エキマエ ヨシハラセン 3.5.6 駅前吉原線
計画延長(km)	5.1 (1.6)
計画幅員(m)	12
代表車線数	2
計画決定年月日	S30.5.16
最終変更年月日	S56.12.5

※ () は美浜町域分

■見直し対象区間の概要

- 未整備延長：460m
- 支障物件数：18棟
(うち木造12棟、非木造1棟)
(うち築20年以上12棟、築20年未満1棟)
※その他は不明
- その他の特記事項
 - ・新設道路である。ただし、現道が近接して並行しているため、道路の統合等の面的な整備が望まれる。
 - ・既存市街地の道路網と複雑に交差するため、整備にあたって各交差点付近の道路線形の変更が望まれる。
- 現況交通量
 - ・R2交通量調査で2,943台(12時間交通量)



■廃止・存続について

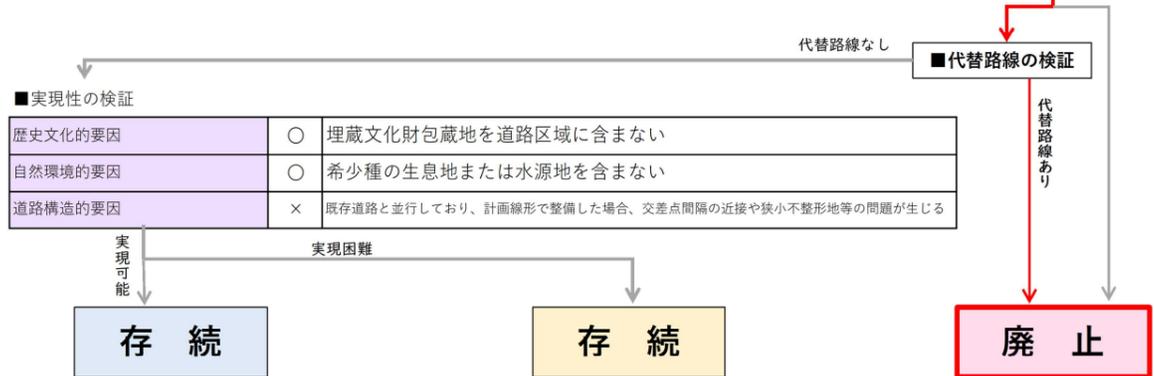
【廃止理由】
本区間は、S30年に美浜町市街地を東西に横断する道路として都市計画決定されたが、H4年に県道柏御坊線が整備されたこともあり、一部区間未整備である。隣接する御坊市へ接続することから、都市間連絡機能(路線単位での評価)において必要性が認められたものの、代替路線(県道柏御坊線)により都市計画道路の整備目的や機能が既に確保されており、代替機能を有しているといえる。実現性についても、既存道路と並行しており、計画線形で整備した場合、交差点間隔の近接や狭小不整形地等の問題が生じると考えられる。したがって、廃止が妥当であると考えられる。

■必要性・代替性の検証

- (2)-2 都市間連絡機能として、御坊市に接続している。
 - (5)-2 本町の避難地である松原小学校、松原地区公民館に直接アクセスする。
→代替性あり
- 当該区間を並行して通る県道柏御坊線が代替機能を有している。

番号	項目	評価基準等	必要性の有無
(1)上位・関連計画への位置付け			
(1)-1	総合計画	第6次美浜町長期総合計画(R3)に位置付けがある路線	
(1)-2	都市計画区域マスタープラン	和歌山県都市計画区域マスタープラン(日高圏域)(H27)に位置付けがある路線	
(1)-3	まちづくりの基本方針	美浜町まちづくりの基本方針(R3)において、「広域連携軸」「地域連携軸」の位置付けがある路線。整備を推進、促進する道路として都市計画道路名称が挙げられている路線。	
(1)-4	その他計画	各種計画の道路整備関連施策において、重点多岐に整備を推進、促進する道路として都市計画道路名称が挙げられている路線	
(2)都市間連絡機能 ※路線単位での評価			
(2)-1	周辺主要都市間の連絡路線	圏域の骨格を形成する阪和自動車道、国道42号に接続する路線	
(2)-2	隣接市町との連絡路線	隣接市町にまたがる都市計画道路の一部をなしている路線	○
(3)交通拠点アクセス機能 ※路線単位での評価			
(3)-1	インターチェンジアクセス路線	御坊ICへ直接アクセスする路線	
(3)-2	主要鉄道駅、空港アクセス路線	御坊駅に直接アクセスする路線	
(4)土地利用支援機能			
(4)-1	主要公共施設アクセス路線	美浜町の主要公共施設(美浜町役場、国立病院等)に直接アクセスする路線	
(4)-2	主要集客施設、観光施設アクセス路線	美浜町の主要観光地に直接アクセスする路線、主要観光地間を連絡する路線(主要観光地は美浜町商工会HPに掲載されている観光地)	
(5)都市防災機能			
(5)-1	緊急輸送道路	緊急輸送道路の位置付けがある路線	
(5)-2	防災拠点アクセス路線	防災拠点に直接アクセスする路線	○
(6)交通処理機能			
(6)-1	廃止に伴い周辺路線に深刻な渋滞を引き起こす可能性がある。	現状交通量や将来交通量予測結果を勘案し、対象路線を廃止した場合、周辺道路に深刻な渋滞を引き起こす可能性がある路線	
該当項目数			2

※必要性の有無：必要性があり、かつその他路線で機能の代替が不可能な場合に「○」



2. 駅前吉原線

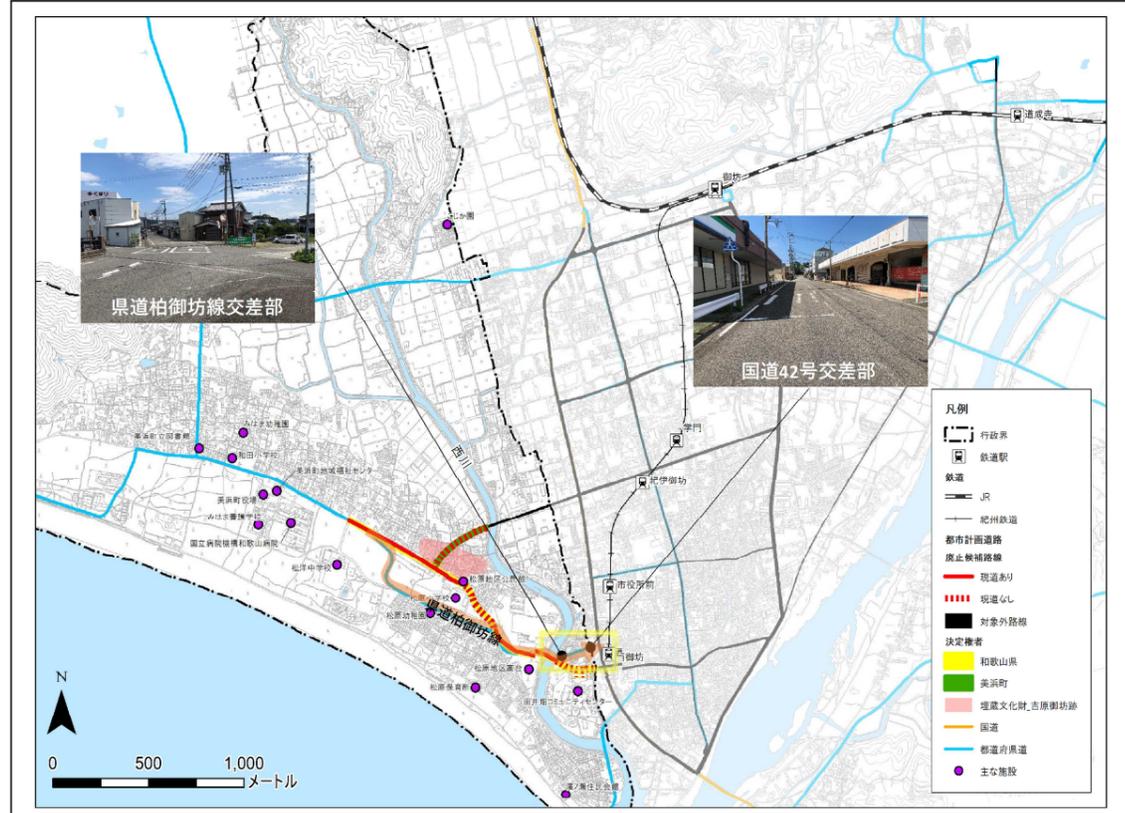
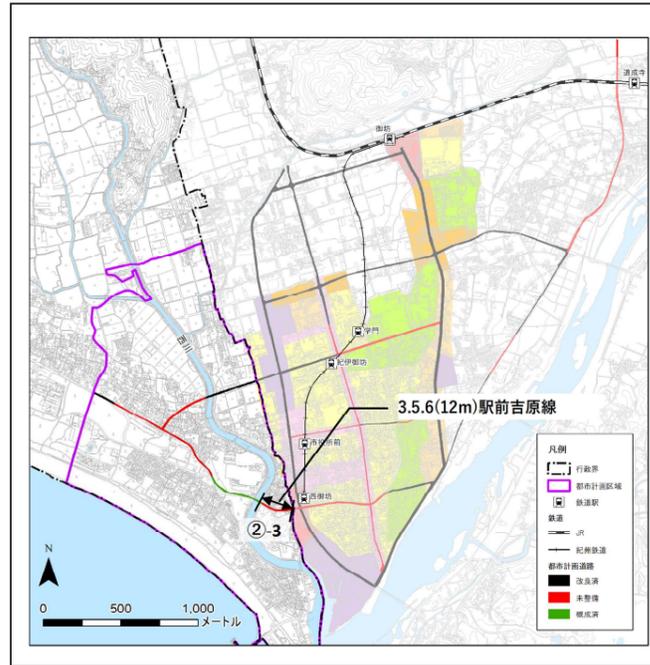
■都市計画決定の内容

路線番号・路線名	エキマエ ヨシハラセン 3.5.6 駅前吉原線
計画延長(km)	5.1 (1.6)
計画幅員(m)	12
代表車線数	2
計画決定年月日	S30.5.16
最終変更年月日	S56.12.5

※ () は美浜町域分

■見直し対象区間の概要

- 未整備延長：210m
- 支障物件数：7棟
(うち木造4棟、非木造2棟)
(うち築20年以上6棟、築20年未満0棟)
※その他は不明
- その他の特記事項
 - ・新設道路である。
 - ・町境界を越え、東側町外の御坊市に接続する。
- 現況交通量
 - ・R2交通量調査(近傍の交差点)で1,689台(12時間交通量)



■廃止・存続について

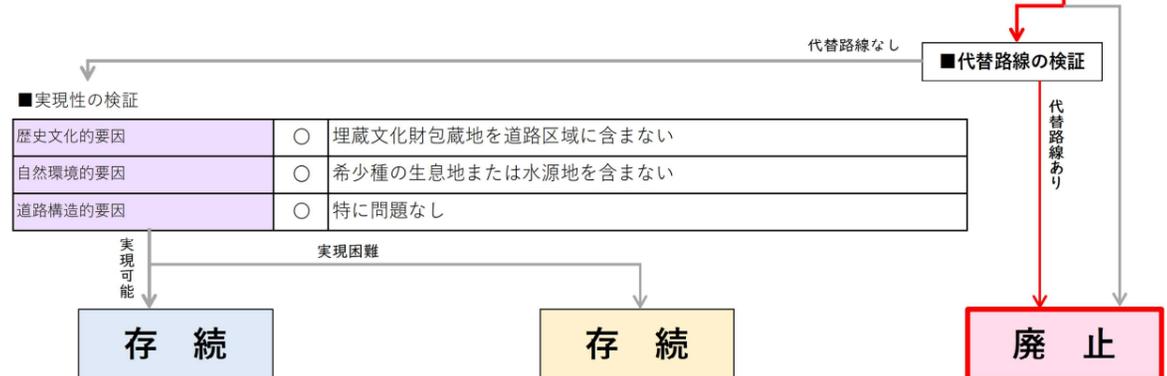
【廃止理由】
隣接する御坊市へ接続することから、都市間連絡機能(路線単位での評価)において必要性が認められた。また、主要な公共施設である田井畑コミュニティセンターに直接アクセスしている他、本町の避難地である松原地区高台に直接アクセスしており、土地利用支援機能、都市防災機能においても必要性が認められた。しかし、当該区間を並行して通る県道柏御坊線が代替機能を有しているほか、田井畑コミュニティセンターへは現道がアクセス機能を有している。したがって、廃止が妥当であると考える。

■必要性・代替性の検証

- (2)-2 都市間連絡機能として、御坊市に接続している。
 - (4)-1 本町の主要な公共施設として、田井畑コミュニティセンターに直接アクセスする。
 - (5)-2 本町の避難地である松原地区高台に直接アクセスする。
- 代替性あり
当該区間を並行して通る県道柏御坊線及び現道が代替機能を有している。

番号	項目	評価基準等	必要性の有無
(1)上位・関連計画への位置付け			
(1)-1	総合計画	第6次美浜町長期総合計画(R3)に位置付けがある路線	
(1)-2	都市計画区域マスタープラン	和歌山県都市計画区域マスタープラン(日高圏域)(H27)に位置付けがある路線	
(1)-3	まちづくりの基本方針	美浜町まちづくりの基本方針(R3)において、「広域連携軸」「地域連携軸」の位置付けがある路線。整備を推進、促進する道路として都市計画道路名称が挙げられている路線。	
(1)-4	その他計画	各種計画の道路整備関連施策において、重点多岐に整備を推進、促進する道路として都市計画道路名称が挙げられている路線	
(2)都市間連絡機能 ※路線単位での評価			
(2)-1	周辺主要都市間の連絡路線	圏域の骨格を形成する阪和自動車道、国道42号に接続する路線	
(2)-2	隣接市町との連絡路線	隣接市町にまたがる都市計画道路の一部をなしている路線	○
(3)交通拠点アクセス機能 ※路線単位での評価			
(3)-1	インターチェンジアクセス路線	御坊ICへ直接アクセスする路線	
(3)-2	主要鉄道駅、空港アクセス路線	御坊駅に直接アクセスする路線	
(4)土地利用支援機能			
(4)-1	主要公共施設アクセス路線	美浜町の主要公共施設(美浜町役場、国立病院等)に直接アクセスする路線	○
(4)-2	主要集客施設、観光施設アクセス路線	美浜町の主要観光地に直接アクセスする路線、主要観光地間を連絡する路線(主要観光地は美浜町商工会HPに掲載されている観光地)	
(5)都市防災機能			
(5)-1	緊急輸送道路	緊急輸送道路の位置付けがある路線	
(5)-2	防災拠点アクセス路線	防災拠点に直接アクセスする路線	○
(6)交通処理機能			
(6)-1	廃止に伴い周辺路線に深刻な渋滞を引き起こす可能性がある。	現状交通量や将来交通量予測結果を勘案し、対象路線を廃止した場合、周辺道路に深刻な渋滞を引き起こす可能性がある路線	
該当項目数			3

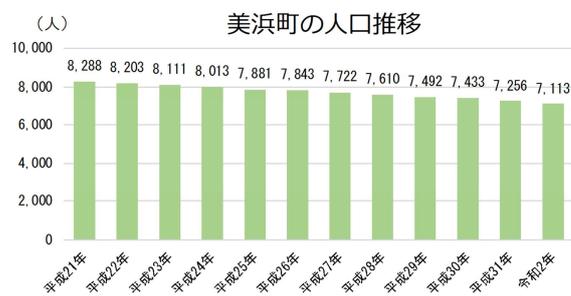
※必要性の有無：必要性があり、かつその他路線で機能の代替が不可能な場合に「○」



※法線については今後検討必要。

2. 都市計画道路見直しの目的

- ・美浜町の都市計画道路は、令和3年10月31日現在、2路線、計画延長2.3kmであり、改良済み延長0.6 km、改良率は26.1%と低く、今後計画的な整備が必要となっています。
- ・人口減少・少子高齢化の進展や、経済の停滞による財政状況の逼迫など社会経済状況は、計画策定時より大きく変化しており、このような社会経済状況の変化にあわせてまちづくりの実現、効率的な事業実施が求められています。



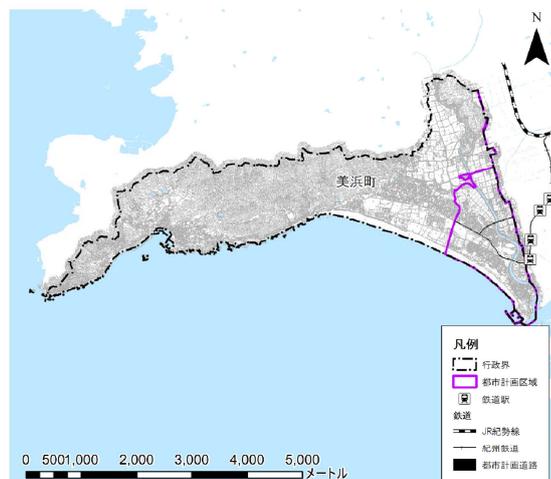
平成26年以前は3月末日、平成27年以降は元日
出典：和歌山県統計年鑑、広報みはま

3. 美浜町における都市計画道路の状況

- ・都市計画区域は、御坊市と市町境界を接する東南部に指定され、面積は町域の約2割を占めます。
- ・都市計画区域内においては、区域区分は行われていません。
- ・都市計画道路は、2本決定されています。

都市計画道路の概要

路線名	幅員	計画延長
吉原道之瀬線	12m	700m
駅前吉原線	12m	1,600m



4. 見直し対象路線

- ・見直し対象となる都市計画道路は、未整備区間を有する路線とします。
- ・現時点で町内2路線とも事業着手済で、未整備区間を含んでいます。
- ・両方の路線とも松原地域の既成市街地での整備が未着手です。

都市計画道路網の整備状況

路線名	総延長	整備済延長	未整備延長
吉原道之瀬線	700m	300m	400m
駅前吉原線	1,600m	300m	1,300m



5

5. 見直し対象路線(区間)

- ・存続及び廃止の検証は、都市計画道路などの幹線道路により形成される道路網の各交差点区間を最小単位とします。
- ・この他、道路の整備状況等を踏まえ、区間に分けて検証を行います。

検討対象区間

番号	路線名	区間
①	吉原道之瀬線	(未整備区間)
②-1	駅前吉原線	吉原道之瀬線以西
②-2	駅前吉原線	吉原道之瀬線以东~大川橋以西
②-3	駅前吉原線	大川橋以东



6

6. 都市計画道路の見直し方針

- 『和歌山県都市計画道路 見直し方針改訂版（平成25年・和歌山県）』に基づき実施します。

■必要性を検証

- 上位・関連計画への位置づけ
- 交通拠点アクセス機能
- 都市防災機能
- 都市間連絡機能
- 土地利用支援機能
- 交通処理機能

検証

廃止候補路線を抽出するにあたり、見直し主体が検証結果を総合的に判断する。

必要性あり

■代替路線を検証

代替路線あり

必要性なし

廃止候補路線を確定

代替路線なし

■都市計画道路の実現性を検証

- 歴史的文化的要因
- 自然環境的要因
- 道路構造的要因

実現可能

存続候補路線を確定

実現困難

存続候補路線を確定
※法線については今後検討必要

7

7. 検証結果

- すべての区間について、何らかの必要性が認められました。
- ①：吉原道之瀬線は、現道（町道美浜中央線、町道和田入山線）を部分的に改良の方が合理的、効率的であるため、廃止候補とします。
- ②-1, ②-2, ②-3：駅前吉原線は、近傍を通る県道（柏御坊線）が代替機能を有していることから、代替性ありと判断し、廃止候補路線とします。

番号	路線名	必要性	代替性	実現性	見直し方針
①	吉原道之瀬線	有り	有り	— (困難)	廃止候補路線
②-1	駅前吉原線 (吉原道之瀬線以西)	有り	有り	— (困難)	廃止候補路線
②-2	駅前吉原線 (吉原道之瀬線以东～ 大川橋以西)	有り	有り	— (困難)	廃止候補路線
②-3	駅前吉原線 (大川橋以东)	有り	有り	— (可能)	廃止候補路線



8